

国民健康保険・後期高齢者医療保険に加入の方へ 傷病手当金を支給します

国民健康保険・後期高齢者医療保険に加入している人が、新型コロナウイルス感染症に感染した場合、又は発熱等の症状があり感染が疑われた場合に、その療養のため労務に服することができなかった期間について傷病手当金を支給します（支給は一定の要件を満たした場合になります）。

対象者	国民健康保険・後期高齢者医療保険に加入している人で、給与の支払いを受けている人
対象となる日数	労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができなかった期間のうち、労務に就くことを予定していた日数
支給額	(直近の継続した3か月間の給与収入の合計額÷就労日数)×3分の2×支給対象となる日数

※傷病手当金の支給を受けるためには申請が必要です。事前にお問い合わせください。

健康福祉課 国保医療係（内線355）

水道基本料金を 免除します



新型コロナウイルス感染症拡大の影響による、町民のみなさんの経済的負担を軽減するため、水道料金のうち基本料金を6か月間免除します。減免申請は不要です。

免除の内容	水道料金のうち基本料金
免除の期間	6か月間
川東地区	7月、9月、11月検針分
川西地区	8月、10月、12月検針分

※請求は検針の翌月です

【免除の対象外】

- 下水道の使用料金
- 臨時用水道料金

収入が減少しているなど一時的に水道料金等の支払いが困難な場合は、支払期限の延長や分割払いの相談に応じています。お気軽にご相談ください。

上下水道課（内線383）

地震に備えて耐震改修を！

耐震改修はなぜ必要？

阪神・淡路大震災では、家屋の倒壊により多くの人命が奪われました。大きな被害を受けた建物のほとんどは、昭和56年5月以前に建築された木造住宅でした。

福崎町では山崎断層帯地震、南海トラフ地震による震度5強以上の地震の発生が予測されています。いつ大きな地震が起きても大丈夫なように、耐震改修をして住宅を補強しておくことが大切です。



◆まずは『無料』の簡易耐震診断から

昭和56年5月以前に着工の住宅が対象



福崎町では、昭和56年5月以前に着工された住宅を対象に、住まいの耐震化を支援しています。木造戸建住宅の場合は、町が簡易耐震診断員を派遣し、無料で調査・診断を実施します。



耐震性が無い場合と診断されたら

◆耐震改修工事にかかる事業費の一部を補助します「福崎町住宅耐震改修費補助」

- 計画策定費補助・・・耐震改修の設計に係る費用の3分の2以内（補助額上限20万円）
- 工事費補助・・・耐震改修の工事に係る費用を対象工事費により定額で補助



対象工事費	50万円以上	100万円以上	200万円以上	300万円以上
補助金(定額)	50万円	80万円	100万円	130万円

※令和2年度の申込受付は12月25日まで。予定戸数に達し次第受付を終了します。

※令和2年度補助の場合、令和3年3月31日までに耐震改修工事を完了させる必要があります。

申し込み・問い合わせ先 まちづくり課 建築係（内線334）

納税猶予の特例制度が利用できます

新型コロナウイルスの影響により、事業等に係る収入に相当の減少があった人は、1年間、地方税の納付の猶予を受けることができます。担保の提供は不要です。延滞金もかかりません。

対象となる地方税	町県民税、法人町民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税などで、令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限が到来するもの ※これらのうち既に納期限が過ぎて未納の地方税についても、遡ってこの特例の対象となります。
対象者	以下①②のどちらも満たす納税者・特別徴収義務者（個人法人の別、規模は問いません） ①新型コロナウイルスの影響により、令和2年2月以降の任意の期間（1か月以上）において、事業等に係る収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少していること。 ②一時に納付し、又は納入を行うことが困難であること。 ※「一時に納付し、又は納入を行うことが困難」かの判断については、少なくとも向こう半年間の事業資金を考慮に入れるなど、申請者の置かれた状況に配慮して対応します。
必要書類	①申請書 ②財産収支状況書（猶予を受けようとする金額が100万円を超える場合は財産目録、収支の明細書） ③収入や現預金の状況がわかる資料（売上帳、現金出納帳、給与明細、預金通帳などのコピー） ※①②は福崎町役場ホームページからダウンロードできます。 ※③の提出が難しい場合は口頭で確認します。
申請期限	関係法令の施行日（令和2年4月30日）から2か月以内又は納期限のいずれか遅い日まで ※申請はなるべく郵送でお願いします。（eLTAXによる電子申請も可能です。）

※猶予期間内の途中での納付や分割納付など、事業の状況に応じて計画的に納付することも可能です。

申請・問い合わせ先 税務課 収納係（内線341～343）

国民年金には納付の免除制度があります

令和2年度分保険料の免除申請受付が7月から始まります。過去の保険料についても申請時点の2年1か月前の月分までさかのぼって申請することができますが、申請が遅れると万一の際に障害基礎年金などを受け取ることができない場合がありますので、すみやかに申請してください。

※失業・倒産・事業の廃止などを理由として申請する人は、離職日がわかる「雇用保険受給資格者証」または「雇用保険被保険者離職票」の写しが必要です。

免除の種類	対象となる場合
全額免除 一部免除	本人・世帯主・配偶者の前年所得が一定額以下の場合
納付猶予	50歳未満の方で本人・配偶者の前年所得が一定額以下の場合
学生納付特例	学生で本人の前年所得が一定額以下の場合

◆新型コロナウイルス感染症の影響により保険料の納付が困難な方へ

新型コロナウイルス感染症の影響により、収入源となる業務の損失や売上げの減少などが生じて所得が相当程度まで下がった場合は、保険料の免除申請が可能です。（学生の場合も対象）

免除の対象期間	①令和元年度分	令和2年2月分～6月分の保険料
	②令和2年度分	令和2年7月分～令和3年6月分の保険料
申請方法	「国民年金保険料免除・納付猶予申請書」と「所得の申立書」を提出 ※令和2年度分の申請は7月以降の受付となります。	

※申請書類は役場に備えています。（日本年金機構のホームページからもダウンロードできます）

申請・問い合わせ先 住民生活課（内線371）／姫路年金事務所 ☎079-224-6382

国民健康保険税改正のお知らせ

改正のポイント

- ①医療保険分の所得割額の税率を引き上げます。
- ②医療保険分、後期高齢者医療支援分、介護保険分の均等割額及び平等割額を引き上げます。
- ③医療保険分、介護保険分の賦課限度額を引き上げます。
- ④低所得者の負担軽減を図るため、2割軽減、5割軽減の対象世帯を拡大します。

【国民健康保険税の税率等】 年間保険税＝A＋B＋C ※ただし賦課限度額まで

内 訳	計算の説明	医療保険分	後期高齢者支援分	介護保険分
所得割 A	課税総所得金額×税率	6.4% (6.3%)	2.7%	2.6%
均等割 B	被保険者1人につき	25,600円 (23,500円)	11,000円 (10,500円)	11,200円 (9,800円)
平等割 C	1世帯につき	17,900円 (17,000円)	7,600円 (7,400円)	5,900円 (5,100円)
賦課限度額		630,000円 (610,000円)	190,000円	170,000円 (160,000円)

() 内は改正前の税率等です。

※介護保険分は、40歳以上65歳未満（介護2号被保険者）の人のみに上乗せされます。

【保険税の軽減制度】

前年中の所得が所得基準を下回る世帯については、保険税の均等割額と平等割額が減額されます。

軽減率	所得基準
7割軽減	33万円以下
5割軽減	33万円+28.5万円×(被保険者及び特定同一世帯所属者の数)以下
2割軽減	33万円+52万円×(被保険者及び特定同一世帯所属者の数)以下

※申請は不要ですが、所得の申告をしていない人がいる世帯は軽減の対象になりません

◆新型コロナウイルス感染症の影響による保険税の減免について

申請により令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に納期限が設定されている保険税の全部または一部を減免します。

対象となる世帯	1	新型コロナウイルス感染症により <u>主たる生計維持者が死亡</u> または1か月以上の治療を有する重篤な傷病を負った世帯										
	2	新型コロナウイルス感染症の影響により、 <u>主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入または給与収入（以下「事業収入等」）の減少が見込まれ、次の(ア)～(ウ)全てに該当する世帯</u> (ア)世帯の <u>主たる生計維持者の事業収入等のいずれかの減少額（保険金、損害賠償等により補てんされるべき金額は除く）が前年の当該事業収入等の3割以上であること</u> ※減少の理由が、懲戒解雇や昨年中の離転職等が原因の場合は対象外 (イ)世帯の <u>主たる生計維持者の前年の合計所得金額が1,000万円以下であること</u> (ウ)減少することが見込まれる世帯の <u>主たる生計維持者の事業収入等にかかる所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること</u>										
減免額	1	全額										
	2	算定保険税額 × $\frac{\text{世帯の主たる生計維持者の減少が見込まれる事業収入等に係る前年の所得額}}{\text{世帯の主たる生計維持者及び世帯中の被保険者全員の合計所得金額}}$ ×	減免割合（主たる生計維持者の前年の合計所得金額） <table border="1"> <tbody> <tr> <td>10/10</td> <td>(300万円以下)</td> </tr> <tr> <td>8/10</td> <td>(400万円以下)</td> </tr> <tr> <td>6/10</td> <td>(550万円以下)</td> </tr> <tr> <td>4/10</td> <td>(750万円以下)</td> </tr> <tr> <td>2/10</td> <td>(1,000万円以下)</td> </tr> </tbody> </table>	10/10	(300万円以下)	8/10	(400万円以下)	6/10	(550万円以下)	4/10	(750万円以下)	2/10
10/10	(300万円以下)											
8/10	(400万円以下)											
6/10	(550万円以下)											
4/10	(750万円以下)											
2/10	(1,000万円以下)											
※世帯の主たる生計維持者の事業等の廃止や失業の場合には、前年の所得金額にかかわらず、対象保険税の全部を免除												

◆申請方法など詳しくは、納税通知書に同封するお知らせでご確認ください。

問い合わせ先 税務課 国民健康保険税担当（内線342/FAX 22-5980）

介護保険料のお知らせ

65歳以上の人(第1号被保険者)に、6月中旬に保険料額決定通知書をお送りしますのでご確認ください。
 また令和元年10月の消費税率10%への引き上げに伴い、令和元年度から第1段階から第3段階で実施している低所得者の保険料軽減を、今回さらに拡充します。

【介護保険料】

所得段階	対象者	保険料率	年額(円)
第1段階	・生活保護を受けている人 ・世帯全員が住民税非課税で、本人の公的年金等の収入金額とその他の合計所得金額との合計が80万円以下の人	基準額×0.30	20,800
第2段階	・世帯全員が住民税非課税で、本人の公的年金等の収入金額とその他の合計所得金額との合計が80万円を超え120万円以下の人	基準額×0.50	34,600
第3段階	・世帯全員が住民税非課税で、本人の公的年金等の収入金額とその他の合計所得金額との合計が120万円を超える人	基準額×0.70	48,500
第4段階	・本人が住民税非課税(同一世帯に住民税課税者がいる)で、本人の公的年金等の収入金額とその他の合計所得金額との合計が80万円以下の人	基準額×0.83	57,500
第5段階	・本人が住民税非課税(同一世帯に住民税課税者がいる)で、本人の公的年金等の収入金額とその他の合計所得金額との合計が80万円を超える人	基準額×1.00	69,300
第6段階	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の人	基準額×1.20	83,200
第7段階	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上200万円未満の人	基準額×1.25	86,700
第8段階	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上300万円未満の人	基準額×1.45	100,500
第9段階	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が300万円以上400万円未満の人	基準額×1.50	104,000
第10段階	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が400万円以上の人	基準額×1.70	117,900

※その他の合計所得金額・・・合計所得金額から公的年金等に係る雑所得を除いた金額です。

※合計所得金額・・・平成30年度から、租税特別措置法に規定する長期譲渡所得又は短期譲渡所得に係る特別控除の適用がある場合には、合計所得金額から特別控除額を控除した後の金額を保険料の算定に用います。

◆新型コロナウイルス感染症の影響による保険料の減免について

申請により令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に納期限が設定されている保険料の全部または一部を減免します。

対象者	1	新型コロナウイルス感染症により、その属する世帯の主たる生計維持者が死亡し、または重篤な傷病を負った第1号被保険者	
	2	新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入または給与収入(以下「事業収入等」)の減少が見込まれ、以下の要件に該当する第1号被保険者(ア)世帯の主たる生計維持者の事業収入等のいずれかの減少額(保険金等により補填されるべき金額を控除した額)が前年の当該事業収入等の額の3割以上であること。 (イ)減少することが見込まれる世帯の主たる生計維持者の事業収入等にかかる所得以外の前年の所得の合計額が400万以下であること。	
減免額	1	全額	
	2	$\text{第1号被保険者の保険料額} \times \frac{\text{第1号被保険者の属する世帯の主たる生計維持者の減少が見込まれる事業収入等にかかる前年の所得額}}{\text{第1号被保険者の属する世帯の主たる生計維持者の前年の合計所得金額}} \times$	減免割合(主たる生計維持者の前年の合計所得金額) 全部 (200万以下) 8/10 (200万円を超える)

◆申請方法など詳しくは保険料額決定通知書に同封するお知らせでご確認ください。

問い合わせ先 税務課 介護保険料担当 (内線342・343/FAX 22-5980)

7月は福祉医療費受給者証の更新月です

新しい福祉医療費受給者証を送付します

現在お持ちの受給者証の有効期限は6月30日です。令和2年度の所得判定後、該当になる人には、6月下旬に新しい福祉医療費受給者証（緑色）を郵送します。

旧福祉医療費受給者証は、有効期限終了後、同封の返信用封筒で健康福祉課へ返却してください。

※母子家庭等医療費助成制度に該当の人や令和元年度に福祉医療費受給者証が交付されていない人で、7月から新たに該当になる人には申請書類等を送付します。役場健康福祉課で手続きをしてください。

令和2年度 福祉医療費助成制度 所得制限等一覧表

●高齢期移行者医療費助成制度（65歳の誕生日の属する月の初日から70歳に達する日の属する月の末日まで）

対象	区分	負担割合	所得制限の内容	自己負担限度月額
誕生日が 昭和27年7月1日 以降の人	区分Ⅰ	2割	市町村民税非課税世帯で、世帯全員に所得がない人 (年金収入80万円以下かつ所得なし)	外 来 8,000円 入院等 15,000円
	区分Ⅱ	2割	市町村民税非課税世帯で、本人の年金収入を加えた 所得が80万円以下であり、かつ要介護2以上の人	外 来 12,000円 入院等 35,400円
誕生日が 昭和25年7月1日 から昭和27年6月 30日の人	区分Ⅰ	2割	市町村民税非課税世帯で、世帯全員に所得がない人 (年金収入80万円以下かつ所得なし)	外 来 8,000円 入院等 15,000円
	区分Ⅱ	2割	市町村民税非課税世帯で、本人の年金収入を加えた 所得が80万円以下の人	外 来 12,000円 入院等 35,400円

●重度障害者および高齢重度障害者医療費助成制度 (身体障害者手帳1・2級、療育手帳A判定、精神障害者保健福祉手帳1級を持っている人)

所得確認対象者	所得制限の内容
本人・配偶者・ 扶養義務者	所得確認対象者の市町村民税の 所得割税額の合計額が235,000円未満

●母子家庭等医療費助成制度（18歳または20歳までの子を監護する母または父及びその子）

所得確認対象者	扶養親族等の数	所得限度額
母子家庭等の母等 (扶養義務者)	0	1,920,000円
	1	2,300,000円
	2	2,680,000円
	3	3,060,000円
	4	3,440,000円

●乳幼児等医療費助成制度・・・所得制限なし (0歳～小学3年生まで)

●こども医療費助成制度・・・所得制限なし (小学4年生～中学3年生まで)

■高校生等医療費助成制度について (高校等に通っていないなくても対象になります)

対象者	15歳の誕生日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの人で、就職や婚姻をしておらず、保護者に扶養されている人
助成内容	入院医療費の自己負担額を全額助成（通院は対象外） ※受給者証は交付しません。窓口での自己負担分を後日申請いただき、返金となります。

■公費医療自己負担額助成制度について

高齢期移行者医療以外の福祉医療費受給者が、自立支援医療・指定難病・小児慢性特定疾患医療・肝炎治療などの他の公費負担医療が受給できる場合は、福祉医療費助成制度より優先されます。

他の公費負担医療には自己負担額がありますので、その自己負担した金額を助成します。詳しくは健康福祉課 国保医療係までお問い合わせください。

問い合わせ先 健康福祉課 国保医療係（内線355・356）

児童手当 6月は「現況届」の提出月です

住民生活課（内線374）

児童手当を受けている人は、毎年6月に「現況届」の提出が必要です。

「現況届」は6月1日における養育状況により、児童手当を引き続き受ける要件があるかどうかを確認するためのものです。この届の提出がないと、受給資格があっても6月分以降の手当が受けられなくなります。

◇支給月額（児童一人あたりの月額）

区分	児童手当		特例給付 所得制限限度額 額以上の人
0歳～3歳未満	15,000円		5,000円
3歳～ 小学校修了前	第1子・第2子	10,000円	
	第3子以降	15,000円	
中学生	10,000円		

■受給対象者には6月上旬に届出用紙を送付しますので、必ず提出してください。

■電子申請が便利です！ マイナポータルURL <https://myna.go.jp/>

政府が運営するマイナポータルの「ぴったりサービス」を利用して、自宅のパソコンやスマートフォンから児童手当の現況届が電子申請できます。

※サービスの利用には受給者の個人番号カードが必要です。

※児童と別居している場合など、別途書類が必要な人は電子申請はできません。

介護保険施設の居住費・食費の軽減制度があります

特別養護老人ホーム・介護老人保健施設・介護療養型医療施設・介護医療院・ショートステイの各サービスを利用する人のうち、次の人については居住費と食費について負担の上限額（負担限度額）が設けられ、負担が軽減されます。

利用者負担段階	居住費等（月額）				食費（月額）
	ユニット型個室	ユニット型個室の多床室	従来型個室（※）	多床室	
第1段階 本人および世帯全員が住民税非課税者で、老齢福祉年金の受給者、生活保護受給者	820円	490円	490円 (320円)	0円	300円
第2段階 本人および世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金（遺族年金・障害年金）収入額が80万円以下の人	820円	490円	490円 (420円)	370円	390円
第3段階 本人および世帯全員が住民税非課税で、利用者負担段階第2段階以外の人	1,310円	1,310円	1,310円 (820円)	370円	650円

※特別養護老人ホームとショートステイを利用した場合の従来型個室の負担限度額は（ ）内の金額です。

■左の表に当てはまっても、次のいずれかに該当する場合は、対象外となります。

- ・住民税非課税世帯でも世帯分離している配偶者が住民税課税の場合
- ・住民税非課税世帯でも預貯金等が単身で1,000万円、夫婦で2,000万円を超える場合

利用者負担の軽減制度があります
介護保険サービスを利用すると、かかった費用の一部が利用者負担となりますが、社会福祉法人等が行う介護サービスを利用した場合、所得により利用者負担が軽減される制度があります。

居住費・食費の負担限度額の適用や利用者負担の軽減を受けるにはどうすればいいの？

居住費と食費の負担限度額の適用や利用者負担の軽減を受けるには、事前に申請する必要があります。サービスを利用する前に、「介護保険負担限度額認定申請書」、「社会福祉法人等利用者負担軽減対象確認申請書」に必要事項を記入して申請してください。認定された人には「介護保険負担限度額認定証」、「社会福祉法人等利用者負担軽減確認証」を交付しますので、施設、事業所へ提示してからサービスを利用するようお願いします。

【申請に必要な提出書類】

本人及び配偶者の預貯金通帳・有価証券・借用証書などの写し

問い合わせ先 健康福祉課 介護保険係（内線354・364）